

重要事項説明書

Ver 1.1

記入年月日	2022 年 7 月 1 日
記入者名	塚本 僚
所属・職名	西花輪の憩 管理者
取込種別	2 修正
被災確認事業所番号	1900090000042

1 事業主体概要

種類	2 法人	
	※法人の場合、その種類	5 営利法人
名称	(ふりがな) かぶしきかいしゃ ふろんていあのかいご	
	株式会社 フロンティアの介護	
法人番号	法人番号有無	1 有
	法人番号	
主たる事務所の所在地	〒 461 - 0001	
	愛知県名古屋市東区泉一丁目19番8号	
連絡先	電話番号	052 - 953 - 7768
	FAX番号	052 - 953 - 7767
	メールアドレス	@
	ホームページ有無	1 有
	ホームページアドレス	https:// www.frontier-go.jp
代表者	氏名	塚本 友紀
	職名	代表取締役
設立年月日	1981 年 4 月 13 日	
主な実施事業	※別添1 (別の実施する介護サービス一覧表)	

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) さーびすつきこうれいしゃむけじゅうたく なーしんぐほーむ にしはなわのいこい				
	サービス付き高齢者向け住宅 ナーシングホーム 西花輪の憩				
所在地	〒	409	-	3843	
	山梨県中央市西花輪2259番地				
所在地 (建物名等)					
市区町村コード	都道府県	山梨県	市区町村	192147 中央市	
主な利用交通手段	最寄駅	JR身延線東花輪			駅
	交通手段と所要時間	駅より車で10分			
連絡先	電話番号	055	-	269	- 9559
	FAX番号	055	-	274	- 8668
	メールアドレス	@			
	ホームページ有無	1 有			
	ホームページアドレス	https://	www.frontier-go.jp		
管理者	氏名	塚本 燎			
	職名	管理者			
建物の竣工日		2018	年	3	月 14 日
有料老人ホーム事業の開始日		2021	年	10	月 1 日

(類型) 【表示事項】

類型	3 住宅型			
1 又は 2 に該当する 場合	介護保険事業者番号			
	指定した自治体名			
	事業所の指定日	年	月	日
	指定の更新日 (直近)	年	月	日

3 建物概要

土地	敷地面積	1,090.18	m ²		
	所有関係	2 事業者が賃借する土地			
		2 事業者が賃借する土地の場合			
		賃貸の種別	1 普通貸借		
		抵当権の有無	1 あり		
		契約期間	1 あり		
			開始		
			2019	年	11
終了					
2044	年	10	月	31	日
契約の自動更新	1 あり				
建物	延床面積	全体	683.42	m ²	
		うち、老人ホーム部分	629.66	m ²	
	耐火構造	2 準耐火建築物			
		3 その他の場合			
	構造	3 木造			
		4 その他の場合			

	所有関係	2 事業者が賃借する建物							
		2 事業者が賃借する建物の場合							
		賃貸の種別		1 普通貸借					
		抵当権の有無		1 あり					
		契約期間		1 あり					
				開始					
				2019	年	11	月	1	日
				終了					
				2044	年	10	月	31	日
		契約の自動更新		1 あり					
居室の状況	居室区分 【表示事項】	1 全室個室（縁故者個室含む）							
		2 相部屋ありの場合							
		最少		人部屋					
	最大		人部屋						
		トイレ	浴室	面積	戸数・室数	区分			
	タイプ1	1 有	2 無	19.54 m ²	16	1 一般居室個室			
	タイプ2	1 有	2 無	21.99 m ²	2	1 一般居室個室			
	タイプ3			m ²					
	タイプ4			m ²					
	タイプ5			m ²					
タイプ6			m ²						
タイプ7			m ²						
タイプ8			m ²						
タイプ9			m ²						
タイプ10			m ²						

共用施設	共用便所における便房	1	ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房	1	ヶ所
				うち車椅子等の対応が可能な便房	1	ヶ所
	共用浴室	2	ヶ所	個室	2	ヶ所
				大浴場		ヶ所
	共用浴室における介護浴槽	1	ヶ所	チェアー浴		ヶ所
				リフト浴	1	ヶ所
				ストレッチャー浴		ヶ所
				その他		ヶ所
	食堂	1	あり			
	入居者や家族が利用できる調理設備	1	あり			
エレベーター	1	あり	(車椅子対応)			
消防用設備等	消火器	1	あり			
	自動火災報知設備	1	あり			
	火災通報設備	1	あり			
	スプリンクラー	1	あり			
	防火管理者	1	あり			
	防災計画	1	あり			
緊急通報装置等	居室	1	全ての居室あり			
	便所	1	全ての便所あり			
	浴室	1	全ての浴室あり			
	その他					
その他						

4 サービスの内容

(全体の方針)

<p>運営に関する方針</p>	<p>1 選択された居宅介護支援・訪問看護・訪問介護の各事業所を活用し残存機能の維持に努めるとともに、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。 2 利用者及びその他の家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。 3 医療機関との連携を取り、利用者の健康管理を適切に行う。 4 看護師・介護員とのチームワークにより、各利用者にあわせた適切な看護・介護技術を持ってサービスを提供する。 5 入居者の状態に合わせて、居宅介護支援・訪問看護・訪問介護事業所等との連絡調整をし、適切で安心のできるサービス調整に努めるものとする。 6 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場にたった介護サービスの提供に努めます。 7 入居者が持つ残存機能の維持に努めるとともに個別に適切なサービスを心掛けます。</p>
<p>サービスの提供内容に関する特色</p>	<p>24時間看護師が対応できます。また、施設に看護師が常駐することで、従来のサービス付き高齢者向け住宅では、医療処置が必要になった場合、退去を検討されていましたが、当施設では退去する必要なく、安心して生活頂けます。</p>
<p>入浴、排せつ又は食事の介護</p>	<p>1 自ら実施</p>
<p>食事の提供</p>	<p>1 自ら実施</p>
<p>洗濯・掃除等の家事の供与</p>	<p>1 自ら実施</p>
<p>健康管理の供与</p>	<p>1 自ら実施</p>
<p>安否確認又は状況把握サービス</p>	<p>1 自ら実施</p>
<p>生活相談サービス</p>	<p>1 自ら実施</p>

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護 の加算の対象となるサ ービスの体制の有無	入居継続支援加算 (I)		
	入居継続支援加算 (II)		
	生活機能向上連携加算 (I)		
	生活機能向上連携加算 (II)		
	個別機能訓練加算 (I)		
	個別機能訓練加算 (II)		
	ADL維持等加算 (I)		
	ADL維持等加算 (II)		
	夜間看護体制加算		
	若年性認知症入居者受入加算		
	医療機関連携加算		
	口腔衛生管理体制加算		
	口腔・栄養スクリーニング加算		
	科学的介護推進体制加算		
	退院・退所時連携加算		
	看取り介護加算 (I)		
	看取り介護加算 (II)		
	認知症専門ケア加算	(I)	
		(II)	

	サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	
		(Ⅱ)	
		(Ⅲ)	
	介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)	
		(Ⅱ)	
		(Ⅲ)	
		(Ⅳ)	
		(Ⅴ)	
	介護職員等特定処遇改善加算	(Ⅰ)	
		(Ⅱ)	
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	1 ありの場合		
	(介護・看護職員の配置率)		: 1

(医療連携の内容)

医療支援 ※複数選択可	<input type="checkbox"/>	救急車の手配
	<input type="checkbox"/>	入退院の付き添い
	<input type="checkbox"/>	通院介助
	<input type="checkbox"/>	その他
1	名称	トータルサポートクリニック 韮崎
	住所	山梨県韮崎市若宮 2-9-25
	診療科目	内科
	協力科目	
	協力内容	往診・日常の健康管理・相談・健康診断の実施 定期的な往診と24時間の対応

協力医療機関	2	名称	
		住所	
		診療科目	
		協力科目	
		協力内容	
	3	名称	
		住所	
		診療科目	
		協力科目	
		協力内容	

協力歯科医療機関	1	名称	甲府デンタルクリニック
		住所	山梨県甲府市北口1-2-14 甲府北口プラザビル102号
		協力内容	歯や義歯についての相談と訪問歯科診療
	2	名称	
		住所	
		協力内容	

(入居後に居室を住み替える場合) ※住み替えを行っていない場合は省略可能

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可	一時介護室へ移る場合		
	介護居室へ移る場合		
	その他		
判断基準の内容			
手続きの内容			
追加的費用の有無			
居室利用権の取扱い			
前払金償却の調整の有無			
従前の居室との仕様の変更	面積の増減		
	便所の変更		
	浴室の変更		
	洗面所の変更		
	台所の変更		
	その他の変更	1 ありの場合	
		(変更内容)	

(入居に関する要件)

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	2	なし
	要支援の者	2	なし
	要介護の者	1	あり
留意事項	<p>* 年齢問わず、下記のいずれかに該当する方、要介護2 以上、もしくは障害区分4 以上の方、胃ろう、インシュリン、インターフェロン投与などの医療処置が必要な方、人工呼吸器装着、頸髄損傷、パーキンソン病、ALS（筋委縮性側索硬化症）、末期悪性腫瘍、等の指定難病疾患の方等認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がないものとし、次のいずれかに該当する者は原則対象から除かれる。次のいずれかに該当される方「自傷行為のある方」「他害行為のある方」「認知症の原因となる疾患が急性の状態にある方」</p>		
契約解除の内容	下段備考にて内容説明		
事業主体から解約を求める場合	解約条項	下段備考にて内容説明	
	解約予告期間	3	ヶ月
入居者からの解約予告期間	1		ヶ月
体験入居の内容	1	あり	
	1	ありの場合	
	(内容)	一泊二日 11,000円（税込）にて可能	
入居定員	18		人
その他			

5 職員体制

※ 有料老人ホームの職員について記載すること（同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません）。

（職種別の職員数）

	職員数（実人数）			常勤換算人数 ※1 ※2
	合計	常勤	非常勤	
管理者	1	1		
生活相談員				
直接処遇職員				
介護職員				
看護職員	8	4	4	
機能訓練指導員				
計画作成担当者				
栄養士				
調理員				
事務員				
その他職員				
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数 ※2				40 時間
※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。				
※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要				

（資格を有している介護職員の人数）

	合計		
		常勤	非常勤
社会福祉士			
介護福祉士			
実務者研修の修了者			
初任者研修の修了者			
介護支援専門員			

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	8	4	4
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復士			
あん摩マッサージ指圧師			
はり師			
きゅう師			

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間	(16 時 0 分 ~ 9 時 0 分)		
	平均人数		最少時人数 (休憩者等を除く)
看護職員	1	人	人
介護職員		人	1 人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	契約上の職員配置比率※ 【表示事項】	
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数：常勤換算職員数)	: 1
※ 広告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択		
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制 (外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務		1 あり							
	業務に係る資格等	1 あり								
		1 ありの場合							介護福祉士	
		資格等の名称								
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	4	4								
前年度1年間の退職者数										
に業務に応じた従事した経験年数の人数	1年未満	4	4							
	1年以上3年未満									
	3年以上5年未満									
	5年以上10年未満									
	10年以上									
従業者の健康診断の実施状況			1 あり							

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態 【表示事項】	1 利用権方式	
利用料金の支払い方式 【表示事項】	3 月払い方式	
	4 選択方式の場合、該当する方式を全て選択	
		全額前払い方式
		一部前払い・一部月払い方式
		月払い方式
年齢に応じた金額設定	2 なし	
要介護状態に応じた金額設定	2 なし	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い	1 減額なし	
	3 不在期間が○日以上の場合に限り、日割り計算で減額の場合	
		不在期間が 日以上
利用料金の改定	条件	物価上昇・経済情勢の変動・管理運営費用の増加・公共料金値上げ等
	手続き	運営懇談会の意見を聴き同意を得て改定します。

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

		プラン1	プラン2	
入居者の状況	要介護度	要介護1	要介護3	
	年齢	88 歳	80 歳	
居室の状況	床面積	19.54 m ²	21.99 m ²	
	便所	1 有	1 有	
	浴室	2 無	2 無	
	台所	2 無	2 無	
入居時点で必要な費用	前払金	- 円	円	
	敷金	- 円	円	
月額費用の合計		126,500 円	140,000 円	
家賃		66,500 円	80,000 円	
サービス費用	特定施設入居者生活介護※1の費用	円	円	
	介護保険外※2	食費	30,000 円	30,000 円
		管理費	30,000 円	30,000 円
		介護費用	— 円	— 円
		光熱水費	管理費に含む 円	管理費に含む 円
		その他	円	円

※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。

※2 有料老人ホーム事業として受領する費用(訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない)

(利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
家賃	建物の賃貸料等を居室数で按分。修繕積立等。
敷金	家賃の 0 ヶ月分
介護費用 ※介護保険サービスの自己負担額は含まない。	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。

管理費	光熱水費等。
食費	月額 30,000円 (30日換算・税込)
光熱水費	管理費に含む
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2
その他のサービス利用料	

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

※ 特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担額	
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乘せサービス）	
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略可能

算定根拠	
想定居住期間 (償却年月数)	ヶ月
償却の開始日	入居日
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額 (初期償却額)	円
初期償却率	%

返還金の算定方法	入居後 3 月以内の契約終了		
	入居後 3 月を超えた契約終了		
前払金の保全先			
	1	全国有料老人ホーム協会以外の場合	
		名称	

7 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

(入居者の人数)

性別	男性	2	人
	女性	3	人
年齢別	65歳未満	0	人
	65歳以上75歳未満	2	人
	75歳以上85歳未満	0	人
	85歳以上	3	人
要介護度別	自立	0	人
	要支援1	0	人
	要支援2	0	人
	要介護1	0	人
	要介護2	0	人
	要介護3	1	人
	要介護4	1	人
	要介護5	3	人
入居期間別	6ヶ月未満	5	人
	6ヶ月以上1年未満	0	人
	1年以上5年未満	0	人
	5年以上10年未満	0	人
	10年以上15年未満	0	人
	15年以上	0	人

(入居者の属性)

平均年齢	83.6	歳
入居者数の合計	5	人
入居率※	27.8	%
※ 入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。		

(前年度における退去者の状況)

退居先別の人数	自宅等	0	人
	社会福祉施設	0	人
	医療機関	0	人
	死亡	0	人
	その他	0	人
生前解約の状況	施設側の申し出	0	人
		(解約事由の例)	
	入居者側の申し出	0	人
		(解約事由の例)	

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況)

窓口1										
窓口の名称		ナーシングホーム西花輪の憩 苦情相談窓口								
電話番号		055	-	269	-	9559				
対応している時間	平日	9	時	0	分	～	18	時	0	分
	土曜	9	時	0	分	～	18	時	0	分
	日曜・祝日	9	時	0	分	～	18	時	0	分
定休日		なし								

窓口2										
窓口の名称		山梨県国民健康保険団体連合会 相談窓口								
電話番号		055	-	223	-	2111				
対応している時間	平日	8	時	45	分	～	17	時	30	分
	土曜		時		分	～		時		分
	日曜・祝日		時		分	～		時		分
定休日		年末年始等								
窓口3										
窓口の名称										
電話番号			-		-					
対応している時間	平日		時		分	～		時		分
	土曜		時		分	～		時		分
	日曜・祝日		時		分	～		時		分
定休日										
窓口4										
窓口の名称										
電話番号			-		-					
対応している時間	平日		時		分	～		時		分
	土曜		時		分	～		時		分
	日曜・祝日		時		分	～		時		分
定休日										
窓口5										
窓口の名称										
電話番号			-		-					
対応している時間	平日		時		分	～		時		分
	土曜		時		分	～		時		分
	日曜・祝日		時		分	～		時		分
定休日										

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	1 あり	
	1 ありの場合	
	その内容	三井住友海上火災保険株式会社
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	1 あり	
	1 ありの場合	
	その内容	下段備考にて内容説明
事故対応及びその予防のための指針	1 あり	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	1 あり	
	1 ありの場合	
	実施日	
	結果の開示	1 あり
第三者による評価の実施状況	2 なし	
	1 ありの場合	
	実施日	
	評価機関名称	
	結果の開示	

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	1 入居希望者に公開
管理規程	1 入居希望者に公開
事業収支計画書	3 公開していない
財務諸表の要旨	3 公開していない
財務諸表の原本	3 公開していない

10 その他

運営懇談会	1 あり	
	1 ありの場合	
	(開催頻度) 年 2 回	
	2 なしの場合	
提携ホームへの移行 【表示事項】	1 あり	
	1 ありの場合	
	提携ホーム名	フロンティアの介護グループ施設
	3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第23条の規定により、届出が不要	
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第23条の規定により、届出が不要	
高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	1 あり	
有料老人ホーム設置運営指導指針「5. 規模及び構造設備」に合致しない事項	2 なし	
	1 ありの場合	
	合致しない事項がある場合の内容	
	「6. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	
有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項	なし	

	不適合事項がある 場合の内容	
--	-------------------	--

【 契約の解除の内容 】

入居契約者による解除

・入居者及び入居者代理人は、事業者に対し、30日の予告期間においてこの契約を解除する事ができます。（30日前に解約届を提出）

①契約解約日までに居室を明け渡すものとする。

②契約解約届を提出しないで居室を退去した場合には、事業者が退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって、契約は解約されたものとする。

【 事業主体から解約を求める場合 】

・事業者は入居者及び身元引受人に対し、事業者は入居者及び身元引受人に対し、次の各号に該当する場合には90日間の予告期間において、この契約を解除する事ができる。ただし、事業者は解除通告をするに当たっては、次の第2号を除き入居者及び入居者代理人に十分な弁明の機会を設けるものとします。

①入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき。

②伝染病疾患により、他の入居者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認め、かつ利用者の退去の必要があるとき。

③正当な理由なく、利用料その他自己の支払うべき費用を3ヶ月分滞納したとき。

④建物、付帯設備、敷地を故意又は重大な過失により汚損、破損、滅失したとき。

⑤入居者の行動が他の入居者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ入居者に対する通常の介護方法では、これを防止することができないと事業者が判断したとき。

⑥入居者又は入居者代理人が、故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき。

⑦入居者又は身元引受人が反社会的勢力と判断され、その勢力を事業者又は他の入居者に行使しようとする恐れがあるとき。

【 介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応 】

(その内容)

サービスの提供にあたって、万が一事故が発生し、入居者の生命、身体、財産に損害が発生した場合、天災その他不可抗力による場合を除き、速やかに損害保険会社に連絡し、保険会社の判断により賠償をします。

添付書類： 別添1 (別に実施する介護サービス一覧表)
別添2 (個別選択による介護サービス一覧表)

※ _____ 様

説明年月日 _____ 年 月 日

説明者署名 _____

※ 契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。